

厚岸町規則第51号

厚岸町農業用水道給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月15日

厚岸町長 荻狭 靖

厚岸町農業用水道給水条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町農業用水道給水条例施行規則（平成10年厚岸町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項に次の1号を加える。

(4) 前項の規定による日数が6日に満たないとき。

附 則

この規則は、平成28年12月30日から施行する。